

知的財産管理技能検定2級厳選過去問題集(2022年度版)をご購入いただいた皆様へ

第43回(2022年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集(2022年度版)の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第43回	2022年11月6日(日)	2022年5月1日
第44回	2023年3月12日(日)	2022年9月1日
第45回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律

農林水産省ホームページ

種苗法の一部を改正する法律

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/>

特許庁ホームページ

弁理士法の改正

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/16.pdf>

※2022年7月13日現在

該当箇所	変更前	変更後
P190 重要 Point リスト内	※ 特許業務 法人を含む	※ 弁理士 法人を含む
P190 問 120 選択肢エ	エ 弁理士が特許出願の代理を業として行う場合、 特許業務 法人として行う必要がある。	エ 弁理士が特許出願の代理を業として行う場合、 弁理士 法人として行う必要がある。
P191 問 120 選択肢エ	エ 不適切 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願若しくは、国際登録出願に関する特許庁における手続きを業として行うことができます（弁理士法 4 条 1 項）。この際、弁理士は、 特許業務 法人としてではなく、個人で特許出願の手続きの代理を行うことができます。	エ 不適切 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、国際出願若しくは、国際登録出願に関する特許庁における手続きを業として行うことができます（弁理士法 4 条 1 項）。この際、弁理士は、 弁理士 法人としてではなく、個人で特許出願の手続きの代理を行うことができます。
P259 確認問題 実技/問題 問 34 《参考》特許法 107 条	各年の区分 金額 第 1 年から第 3 年まで 毎年 2100 円 →4300 円に一請求項につき 200 円 →300 円を加えた額 第 4 年から第 6 年まで 毎年 6400 円 →10300 円に一請求項につき 500 円 →800 円を加えた額 第 7 年から第 9 年まで 毎年 19300 円 →19300 円に一請求項につき 1500 円 →1900 円を加えた額 第 10 年から第 25 年まで 毎年 55400 円 →55400 円に一請求項につき 4300 円 →4600 円を加えた額	
P281 確認問題 実技/解答解説 問 34	正解：15,300 円 特許権の設定登録を受けるためには、第 1 年から第 3 年までの各年分の特許料をまとめて納付する必要があります（特 107 条 1 項，108 条 1 項）。 本問の場合、特許査定時の請求項の数は 15 です。 したがって、特許権の設定登録に必要な費用は、 $\{2,100 \text{ (円)} + 200 \text{ (円/請求項)} \times 15 \text{ (請求項数)}\} \times 3 \text{ (年分)} = 15,300 \text{ (円)}$ となります。	正解：26,400 円 特許権の設定登録を受けるためには、第 1 年から第 3 年までの各年分の特許料をまとめて納付する必要があります（特 107 条 1 項，108 条 1 項）。 本問の場合、特許査定時の請求項の数は 15 です。 したがって、特許権の設定登録に必要な費用は、 $\{4,300 \text{ (円)} + 300 \text{ (円/請求項)} \times 15 \text{ (請求項数)}\} \times 3 \text{ (年分)} = 26,400 \text{ (円)}$ となります。